

○ 税理士による所得税(復興特別所得税)及び個人消費税の無料申告相談のご案内

期 間	会 場	所 在 地	時 間
1月27日(火)・1月28日(水)	千葉市生涯学習センター 【3階 大研修室】	千葉市中央区弁天3-7-7	【受付】 午前 10時から11時30分まで 午後 1時から 3時まで
1月29日(木)・1月30日(金)	千葉市稻毛区 穴川コミュニティセンター 【1階 多目的室】	千葉市稻毛区穴川4-12-3	
2月2日(月)・2月3日(火)	千葉市若葉区 千城台コミュニティセンター 【1階 多目的室】	千葉市若葉区千城台西2-1-1	

«対象となる方»

- 1 事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方
- 2 給与所得または年金所得、若しくはその両方がある方

«対象とならない方»

- 1 相談内容が複雑な方(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方など)
- 2 贈与税・相続税に関する相談のある方

«入場整理券を当日配付します!»

- 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、「**入場整理券**」を当日配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。1日の相談件数は100件前後となります。

«必要なもの»

- マイナンバーカード(失効や有効期限切れとなっていないか確認をお願いします。)
- マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。)
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
- 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

«留意事項»

- 「医療費控除」を受けられる方は、あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。
- 個人消費税の申告相談を希望される方は、消費税率ごとに区分した帳簿等をご持参ください。
- 申告書等の提出のみの場合は、千葉東税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
なお、申告書等を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター千葉西分室となりますのでご注意ください。
【宛先】 〒262-8507 千葉市花見川区武石町1-520 東京国税局業務センター千葉西分室(千葉東税務署)